

☞ 運送業の収益計上基準

Q：貨物自動車運送業における運賃収入は、運送に係る役務の提供が完了した日を基準として収益計上するのが原則ですが、ほかに認められている方法もあるのでしょうか。

A：荷主から貨物を受託した時点で収益計上したり、自動車へ積込を完了した時点で収益計上する方法も認められています。

【解説】

法人税法上、運送業における運送収入は、原則としてその運送に係る役務提供を完了した日の属する事業年度の益金の額に計上することになっています。

ただし、運送契約の種類、性質、内容等に応じ、その運送収入に係る収益計上基準として合理的であると認められる方法により継続してその収益計上を行っている場合には、これを認めることとしています。

一般に採用されている収益計上基準としては、次のようなものがあります。

- (1) 受託日基準…荷主より貨物運送を受託した日を基準として収益を計上する。
- (2) 積切り基準…自動車へ貨物の積込を完了した日を基準として収益を計上する。
- (3) 日割基準…運送期間の経過に応じて日割または月割等によって運送収入を分割計上する。
- (4) 配分類確定基準…運賃の交互計算または共同計算を行っている場合に、配分を受けるべき収益の額について、その配分が確定した日を基準として収益を計上する。

